

緊急時訪問看護加算・特別管理体制に係る届出書

事業所番号		異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
事業所名			
施設等の区分	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
届出項目	1 緊急時訪問看護加算 2 特別管理加算に係る体制		

1 緊急時訪問看護加算に係る届出内容

① 連絡相談を担当する職員()人

日ごとに担当者2名以上について、勤務形態一覧表の勤務時間数を○印で囲ってください。

		内 訳			
保健師	人	常勤	人	非常勤	人
看護師	人	常勤	人	非常勤	人
准看護師	人	常勤	人	非常勤	人

② 連絡方法

③ 連絡先電話番号

1	()	4	()
2	()	5	()
3	()	6	()

2 特別管理加算に係る体制の届出内容	有・無
① 当該加算に対応可能な職員体制・勤務体制を整備している。	有・無
② 病状の変化、医療器具に係る取扱い等において医療機関等との密接な連携体制を整備している。	有・無

備考 緊急時の訪問看護、特別管理のそれぞれについて、体制を敷いている場合について提出してください。

緊急時訪問看護加算 チェック表

事業所番号: _____ 事業所名: _____

サービス種類: 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

項目(算定要件)	※新たに加算を算定する場合には適否の○印は予定で可。	適否
利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にありますか。		はい・いいえ
一体型の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ですか。		はい・いいえ
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。		はい・いいえ

【解釈通知】

- (1) 緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護サービスを受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算する。
- (2) 緊急時訪問看護加算については、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月の所定単位数に加算するものとする。なお当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける緊急時訪問看護加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における24時間連絡体制加算及び24時間対応体制加算は算定できないこと。
- (3) 緊急時訪問看護加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。このため、緊急時訪問看護加算に係る訪問看護サービスを受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認すること。
- (4) 緊急時訪問看護加算の届出は利用者や居宅介護支援事業所が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を選定する上で必要な情報として届け出させること。なお、緊急時訪問看護加算の算定に当たっては、届出を受理した日から算定するものとする。

ターミナルケア加算 チェック表

事業所番号: _____ 事業所名: _____

サービス種類: 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

項目(算定要件)	※新たに加算を算定する場合には適否の○印は予定で可。	適否
ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制を整備していますか。		はい・いいえ
主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていますか。		はい・いいえ
ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項を適切に記録していますか。		はい・いいえ
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。		はい・いいえ

【解釈通知】

- (1) ターミナルケア加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に算定することとされているが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとする。
- (2) ターミナルケア加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算(以下「ターミナルケア加算等」という。)は算定できないこと。
- (3) 一の事業所において、死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定すること。この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等は算定できないこと。
- (4) ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を訪問看護サービス記録書に記録しなければならない。
 - ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録
 - イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録
 - ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録
 - エ ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応すること。
- (5) ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができるものとする。
- (6) ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めること。

総合マネジメント体制強化加算 チェック表

事業所番号: _____ 事業所名: _____

サービス種類: 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

項目(算定要件)	※新たに加算を算定する場合には適否の○印は予定で可。	適否
利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていますか。		はい・いいえ
地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていますか。		はい・いいえ
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。		はい・いいえ

【解釈通知】

- (1) 総合マネジメント体制強化加算は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するために、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が、日常的に共同して行う調整や情報共有等の取組を評価するものである。
- (2) 総合マネジメント体制強化加算は、次に掲げるいずれにも該当する場合に算定する。
- ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、随時適切に見直しを行っていること。
 - イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護が地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとともに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所において提供することができる具体的なサービス内容等について日常的に情報提供を行っていること。

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ チェック表

事業所番号: _____ 事業所名: _____

サービス種類: 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

項目(算定要件) ※新たに加算を算定する場合には、①～③の適否の○印は予定で可。	適否
①指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者(指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下「従業者」。)に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施していますか。	はい・いいえ
②利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議をおおむね一月に一回以上開催していますか。	はい・いいえ
③当該事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的実施していますか。	はい・いいえ
④当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上ですか。	はい・いいえ

以下のⅠ(前年度の月平均)又はⅡ(前3月の月平均)(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)いずれか一方を記載してください。(小数点第1位まで)

Ⅰ(前年度の月平均)常勤換算方法で算出 e:4～2月における実績のあった月数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 a	月平均 a÷e (c)
常勤換算後の介護職員の員数													
常勤換算後の介護福祉士又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の員数													(d)

・dがcに占める割合 $(d \div c \times 100) = \underline{\hspace{2cm}} \%$

Ⅱ(前3月の月平均)(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)

・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の介護職員の員数の平均(小数点以下第1位まで)

3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 $\div 3 =$ _____ 人(c)

・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の介護福祉士の員数の平均

3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 $\div 3 =$ _____ 人(d)

・dがcに占める割合 $(d \div c \times 100) = \underline{\hspace{2cm}} \%$

当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。

※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。

はい・いいえ

【解釈通知】

(1) 研修について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

(2) 会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要がある。「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家庭環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

(3) 健康診断等について

健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

(4) 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とする。

(5) 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。

(6) 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成24年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成24年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。

(7) 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ チェック表

事業所番号: _____ 事業所名: _____

サービス種類: 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

項目(算定要件) ※新たに加算を算定する場合には、①～③の適否の○印は予定で可。	適否
①指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者(指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下「従業者」。)に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施していますか。	はい・いいえ
②利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議をおおむね一月に一回以上開催していますか。	はい・いいえ
③当該事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的実施していますか。	はい・いいえ
④指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上ですか。	はい・いいえ

以下のⅠ(前年度の月平均)又はⅡ(前3月の月平均)(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)いずれか一方を記載してください。(小数点第1位まで)

Ⅰ(前年度の月平均)常勤換算方法で算出 e: 4～2月における実績のあった月数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 a	月平均 a÷e (c)
常勤換算後の訪問介護員等の員数													
常勤換算後の介護福祉士又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の員数													(d)

・dがcに占める割合 $(d \div c \times 100) =$ _____ %

Ⅱ(前3月の月平均)(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)

・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の介護職員の員数の平均(小数点以下第1位まで)

3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 $\div 3 =$ _____ 人(c)

・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の介護福祉士の員数の平均

3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 $\div 3 =$ _____ 人(d)

・dがcに占める割合 $(d \div c \times 100) =$ _____ %

当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。
※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。

はい・いいえ

【解釈通知】

(1) 研修について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

(2) 会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要がある。「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家庭環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

(3) 健康診断等について

健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

(4) 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とする。

(5) 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。

(6) 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成24年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成24年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。

(7) 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

サービス提供体制強化加算(Ⅱ) チェック表

事業所番号: _____ 事業所名: _____

サービス種類: 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

項目(算定要件) ※新たに加算を算定する場合には、①～③の適否の○印は予定で可。	適否																																										
①指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者(指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下「従業者」。)に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施していますか。	はい・いいえ																																										
②利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議をおおむね一月に一回以上開催していますか。	はい・いいえ																																										
③当該事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的実施していますか。	はい・いいえ																																										
④当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上ですか。	はい・いいえ																																										
以下のⅠ〈前年度の月平均〉又はⅡ〈前3月の月平均〉(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)いずれか一方を記載してください。(小数点第1位まで)																																											
Ⅰ〈前年度の月平均〉常勤換算方法で算出 e:4～2月における実績のあった月数																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>合計 a</th> <th>月平均 a÷e (c)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤換算後の従業者の員数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>常勤換算後の常勤職員の員数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(d)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 a	月平均 a÷e (c)	常勤換算後の従業者の員数														常勤換算後の常勤職員の員数													(d)	
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 a	月平均 a÷e (c)																														
常勤換算後の従業者の員数																																											
常勤換算後の常勤職員の員数													(d)																														
・dがcに占める割合 (d÷c×100)= _____ %																																											
Ⅱ〈前3月の月平均〉(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)																																											
・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の介護職員の員数の平均(小数点以下第1位まで) 3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 ÷3= _____ 人(c)																																											
・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の常勤職員の員数の平均 3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 ÷3= _____ 人(d)																																											
・dがcに占める割合 (d÷c×100)= _____ %																																											
当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。 ※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。	はい・いいえ																																										

【解釈通知】

(1) 研修について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

(2) 会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要がある。「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家庭環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

(3) 健康診断等について

健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

(4) 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とする。

(5) 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。

(6) 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成24年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成24年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。

(7) 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

サービス提供体制強化加算(Ⅲ) チェック表

事業所番号: _____ 事業所名: _____

サービス種類: 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

項目(算定要件) ※新たに加算を算定する場合には、①～③の適否の○印は予定で可。	適否
①指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者(指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下「従業者」。)に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施していますか。	はい・いいえ
②利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議をおおむね一月に一回以上開催していますか。	はい・いいえ
③当該事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に行っていますか。	はい・いいえ
④当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上ですか。	はい・いいえ

以下のⅠ〈前年度の月平均〉又はⅡ〈前3月の月平均〉(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)いずれか一方を記載してください。(小数点第1位まで)

Ⅰ〈前年度の月平均〉常勤換算方法で算出 e:4～2月における実績のあった月数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計 a	月平均 a÷e (c)
常勤換算後の従業者の員数													
常勤換算後の勤続3年以上の従業者の員数													(d)

・dがcに占める割合 $(d \div c \times 100) = \underline{\hspace{2cm}} \%$

Ⅱ〈前3月の月平均〉(前年度の実績が6月に満たない事業所のみ対象)

・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の従業者の員数の平均(小数点以下第1位まで)

3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 ÷ 3 = _____ 人(c)

・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の勤続3年以上の従業者の員数の平均

3月前: _____ 人 + 2月前: _____ 人 + 1月前: _____ 人 ÷ 3 = _____ 人(d)

・dがcに占める割合 $(d \div c \times 100) = \underline{\hspace{2cm}} \%$

当該加算を算定するにあたり、介護報酬に関する基準及び解釈通知等の内容を理解し、当該通知内容に沿った加算サービスの提供を行いますか。

※当該加算要件を満たさないことが明らかになった場合は速やかに加算の届出の取り下げを行うこと。

はい・いいえ

【解釈通知】

(1) 研修について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

(2) 会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要がある。「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家庭環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

(3) 健康診断等について

健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

(4) 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とする。

(5) 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合には、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。

(6) 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成24年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成24年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。

(7) 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

実務経験証明書

年 月 日

(提出先)
海南市長

(証明者)
法人の所在地
法人名及び代表者職氏名

電話番号

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	T・S・H 年 月 日生
施設又は事業所名	
所在地	
サービス種別	
業務期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (通算 年 か月)
業務内容	

注1 「サービス種別」欄は、具体的に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「夜間対応型訪問介護」、「訪問介護」等と記入してください。

注2 「業務期間」欄は、実務経験被証明者が利用者に対する直接処遇を行っていた期間を記入してください。事務・経理や送迎運転等は含まれません。また、証明日までの期間としてください。

注3 「業務内容」欄は、実務経験被証明者の本来の業務について、具体的に訪問介護員、介護職員等と記入してください。